

生産性向上設備投資促進税制のご案内

(YOSHIDA SEIKI 落下試験機・衝撃試験装置)

平成26年1月20日に産業競争力強化法(生産性向上設備投資促進税制)が施行され、国内で最新設備を導入すると、税制優遇が受けられることになりました。

経済産業省のHP

http://www.meti.go.jp/policy/jigyousaisei/kyousouryoku_kyouka/seisanseikojo.html

税制優遇内容

即時償却 または **税額控除 5%** 平成26年1月20日～平成28年3月31日
特別償却 50% または **税額控除 4%** 平成28年4月 1日～平成29年3月31日

→中小企業等については対象設備限定で、別途「中小企業投資促進税」において上乗せ措置が適用できます。

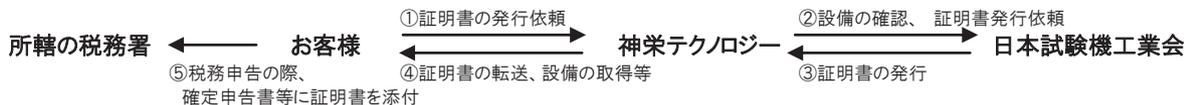
対象設備要件

※落下試験機、衝撃試験機は「先端設備」(器具備品)に該当します。

最新モデル : 器具備品の場合、最新モデルの販売開始が6年以内であること。
生産性向上 : 旧モデルと比較し、「生産性」が年平均1%以上向上していること。
取得価格 : 器具備品の場合、120万円以上(もしくは単品30万円以上かつ合計120万円以上)

申請について

本制度をご利用される場合には各種工業会が適合製品と認めた証明書が必要です。



お問い合わせ

神栄テクノロジーでは本税制優遇の対象となる **落下試験機、衝撃試験装置** (YOSHIDA SEIKI ブランド) を揃えております。

また、証明書の発行手続きについて窓口として受付しております。
※証明書発行費用はお客様のご負担となります。

詳細につきましては下記窓口までご連絡ください。

計測機器部 営業グループ
電話 03-5462-7526

お問い合わせフォーム

http://www.yoshida-seiki.co.jp/main_contact.html

